

放送の現状

平成18年2月7日



～ 目 次 ～

1	放送に対する規制について.....	2
2	放送関連のサービスの概要.....	14
3	放送業界における競争の在り方.....	20



1 放送に対する規制について

- 1-1 放送の許認可制度について
- 1-2 ハードソフト一致・分離の制度
- 1-3 諸外国の放送分野に関する規制の概要
- 1-4 ネットワーク協定の概要(テレビ局の例)
- 1-5 TV News Networks(2005年11月1日現在)
- 1-6 各ニュースネットワーク系列ごとの世帯数
- 1-7 地上テレビ放送・中継局の共同建設の状況(アナログ中継局)
- 1-8 番組編集の基準について
- 1-9 放送に公共性が求められている例
- 1-10 民放の番組制作の状況
- 1-11 放送事業者と番組制作会社の関係

1-1 放送の許認可制度について



	地上放送事業者 (キー局、地方局)	BS(アナログ)放送事業者	BS(デジタル)放送事業者		CS(110度、124度、128度)放送事業者			有線テレビジョン放送事業者		
			委託放送事業者	受託放送事業者	委託放送事業者	受託放送事業者	衛星役務利用放送事業者	有線テレビジョン放送法		有線役務利用放送事業者
								有線テレビジョン放送施設者	左記以外の有線テレビジョン放送事業者(注3)	
適用法	電波法 放送法	電波法 放送法	放送法	電波法 放送法	放送法	電波法 放送法	電気通信役務利用放送法	有線テレビジョン放送法	有線テレビジョン放送法	電気通信役務利用放送法
参入	無線局開設に係る免許	無線局開設に係る免許	認定	無線局開設に係る免許	認定	無線局開設に係る免許	登録	施設設置許可(業務は届出)	届出	登録
審査事項	○欠格事由 ○技術基準適合性 ○周波数割当が可能であること ○財政的基礎 ○その他総務省令に合致(集中排除原則等)	○欠格事由 ○技術基準適合性 ○周波数割当が可能であること ○財政的基礎 ○その他総務省令に合致(集中排除原則等)	○欠格事由 ○受託放送役務を受けられること ○財政的基礎 ○放送の普及及び健全な発達に適切 ○総務省令に合致(集中排除原則)	○欠格事由 ○技術基準適合性 ○周波数割当が可能であること ○その他総務省令に合致	○欠格事由 ○受託放送役務を受けられること ○財政的基礎 ○放送の普及及び健全な発達に適切 ○総務省令に合致(集中排除原則)	○欠格事由 ○技術基準適合性 ○周波数割当が可能であること ○その他総務省令に合致	○欠格事由 ○経理的基礎及び技術的能力 ○権原に基づく設備利用の可否 ○総務省令に合致(集中排除原則)	○欠格事由 ○施設計画の合理性及び実施の確実性 ○技術基準適合性 ○経理的基礎及び技術的能力 ○自然的社会的文化的事情に照らし必要かつ適切	○なし (虚偽の届出については罰則)	○欠格事由 ○経理的基礎及び技術的能力 ○権原に基づく設備利用の可否 ○総務省令に合致(集中排除原則)
外資規制	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
料金	認可	認可※注	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出
番組準則	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○
放送番組審議機関	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○
訂正放送等	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○
放送番組の保存	○	○	○	×	○	×	○	×	×	○
あまねく受信努力義務	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
災害放送	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×
義務再送信	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×
候補者放送	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○
事業者数	196	1	14	1	77	2	45	538(注2)	59	16
代表的な事業者	○日本テレビ ○東京放送 ○フジテレビ ○テレビ朝日 ○テレビ東京	○WOWOW	○BS日本 ○ビーエスフジ ○ビーエス・アイ ○ビーエス朝日 ○BSジャパン	○OB-SAT	○ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティング ○スター・チャンネル	○JSAT ○宇宙通信	○ウォルト・ディズニー・ジャパン ○ブルームバーグ・エル・ピー	○ジェイコム東京 ○テコケーブルテレビ ○多摩ケーブルネットワーク (注2):自主放送を行う事業者	○諏訪市 ○熊野市 ○倉敷市	○ビー・ビー・ケーブル ○東京ベイネットワーク ○KDDI ○オプティキャスト

(注1)平成19年より届出

(注3)有線テレビジョン放送施設者から施設の提供を受けて業務を行う者



1-2 ハードソフト一致・分離の制度

地上放送	BS放送			CS放送		有線テレビジョン放送		
	BSアナログ放送	BSデジタル放送	2.6GHz帯衛星音声放送	受委託放送	衛星役務利用放送	有線テレビジョン放送施設者	左記以外の有線テレビジョン放送事業者 ^(注)	有線役務利用放送事業者
一致	一致	分離 <small>(平成12年開始)</small>	一致	分離 <small>(平成4年開始)</small>	分離 <small>(平成14年開始)</small>	一致	分離 <small>(昭和51年開始)</small>	分離 <small>(平成14年開始)</small>

(注)有線テレビジョン放送施設者から施設の提供を受けて業務を行う者

衛星放送における受委託放送制度の導入(平成元年)

- ・ 民間の通信衛星の打ち上げに伴い、通信衛星を利用した様々なサービスの提供が可能となり、利用形態の一つとして通信衛星を利用した放送サービスの提供が可能となった。
- ・ そうした状況を踏まえ、人工衛星による放送の円滑な実現を図るため、自らは放送局の管理、運用に責任を負わずに放送を行うことを可能とし、多様な放送サービスの実現を図ることができるよう、放送法を改正し、受委託放送制度を導入。

電気通信役務利用放送法の制定(平成13年)

- ・ 通信衛星や光ファイバ等による電気通信回線の広帯域化が急速に進展し、電気通信事業者の広帯域な電気通信回線を通信にも放送にも利用することが現実に想定されるものとなってきた。このような中、初期投資の負担軽減等の観点から、電気通信事業者の設備を利用した放送を可能にして欲しいとのニーズが出てきた。
- ・ そうした状況を踏まえ、通信と放送の伝送路の融合の進展に対応し、CS放送および有線テレビジョン放送の設備利用の規制緩和を行うため、電気通信役務を利用して放送を行うことを制度化して可能とする「電気通信役務利用放送法」を制定。

1-3 諸外国の放送分野に関する規制の概要



	米国	英国	仏国	独国	韓国
放送を規律する根拠法	・34年通信法	・90年放送法、96年放送法、03年通信法	・視聴覚コミュニケーション法	・放送に関する州間協定 ・各州の放送法	・電波法、放送法
参入規制	<ul style="list-style-type: none"> ・FCC(*1)の無線局免許(無線系)(*2) ・市、郡等によるフランチャイズ付与(有線系)(*3) <p>[ハードソフト一致]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・Ofcom(*1)の電子通信ネットワークの一般認可 ・Ofcomのマルチプレックスサービス(*4)の免許 ・Ofcomの番組サービスの免許 	<ul style="list-style-type: none"> ・CSA(*1)の電子通信ネットワークの届出等 ・許可を受けた者の番組の技術的操作等に係るCSAの許可 ・CSAの番組サービスの許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦ネットワーク庁の電子通信ネットワークの届出等 ・州メディア庁の放送サービス免許 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信部長官の無線局免許(無線系) ・情報通信部長官の放送局許可(有線系) <p>[ハードソフトの一部分離も可能]</p>
外資規制	あり(地上)	なし	あり(地上)	あり(地上)	あり
有料放送に対する料金規制	・市、郡等による規制(FCCが有効な競争下でないとした時)	なし	なし	なし	放送委員会の承認
番組規律	・通信法のほか、FCC規則により個別に規律	・通信法のほか、Ofcomの番組基準、免許の条件により個別に規律	・視聴覚コミュニケーション法のほか、政令、個別協定等により個別に規律	・放送に関する州間協定、州法等により個別に規律	・放送法令のほか、放送委員会が個別に規律

* 1 FCCとは連邦通信委員会(Federal Communications Commission)を、Ofcomとは通信庁(Office of Communications)を、CSAとは視聴覚高等評議会(Le Conseil superieur de l'audiovisuel)をいう。

* 2 暗号化技術を用いて特定の加入者に配信するようなDBS(Direct Broadcast Satellite)サービスはsubscriptionサービスとされコンテンツ規制等の対象とされる。

* 3 地域電話会社によるオープンビデオシステムサービス(電話回線でのビデオ番組提供サービス)はFCCの許可。

* 4 2以上のデジタル用の番組サービス等から成るサービスをいう。



1-4 ネットワーク協定の概要(テレビ局の例)

「ネットワーク協定」とは、系列局間において、編成、報道、制作、営業等、すべての部門の協力関係について文書で締結したもの。

主にネットワークの組織、運営等を定めた「基本協定」、ネットワークタイムの販売、営業等を定めた「業務協定」及びニュース・報道番組の取材、制作等を規定した「報道協定(ニュース協定)」に大別される。さらに、これらの協定に基づく「細則」あるいは「覚書」により具体的内容を規定。

※放送法第52条の3:一般放送事業者は特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結してはならない。

	日本テレビ (NNN系)	TBS (JFN系)	フジテレビ (FNS系)	テレビ朝日 (ANN系)	テレビ東京 (TXN系)
加盟社数	30社	28社	28社	26社	6社
主な協定の 内容		<ul style="list-style-type: none"> ●基本協定 ・ネットワーク協議会設置を規定 ●ネットワーク協定 ・編成、報道、制作、営業等に関する基本的事項を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本協定 ・ネットワークの基本理念、編成、報道、制作、営業等に関する基本的事項を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本協定 ・ネットワークの基本理念、編成、報道、制作、営業等に関する基本的事項を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本協定 ・ネットワーク協議会設置を規定
	<ul style="list-style-type: none"> ●相互業務協定 ・ネットワーク番組の制作及び送り出し、編成制作責任時間、ネットセールス等に関する基本的事項を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ●業務協定 ・番組編成、営業業務の取扱いを規定 	<ul style="list-style-type: none"> ●相互業務協定 ・ネットワークタイムの販売、料金、ネット番組分担金等を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ●ニュースネットワーク協定 ・報道に関する取材、編集、運営等を規定 ●スポーツニュース制作協定 ・スポーツに関する取材、編集、運営等を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ●報道協定 ・報道に関する取材、編集、運営等を規定
	<ul style="list-style-type: none"> ●ニュース協定 ・ネットワークの組織、運営、取材等について規定 	<ul style="list-style-type: none"> ●ニュース協定 ・報道に関する基本的事項を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ●報道協定 ・報道に関する取材、編集、運営等を規定 		<ul style="list-style-type: none"> ●業務協定 ・番組供給の責任、ネット放送料、分担金、番組の販売等を規定

1-6 各ニュースネットワーク系列ごとの世帯数



各局の放送対象地域内の世帯数

	キー局	ローカル			合計	
		準キー局	中京局	その他		
JNN	1社 1,708	27社 3,203	1社 837	1社 407	25社 1,958	28社 4,910 (97.5%)
NNN	1社 1,708	29社 3,250	1社 837	1社 407	27社 2,005	30社 4,957 (98.4%)
FNN	1社 1,708	27社 3,150	1社 837	1社 407	25社 1,905	28社 4,857 (96.4%)
ANN	1社 1,708	25社 3,060	1社 837	1社 407	23社 1,874	26社 4,778(94.8%)
TXN	1社 1,708	5社 1,209	—	—	5社 1,209	6社 2,917(57.9%)
ネット ワーク計	5社 1,708	109社 3,327	4社 837	4社 407	101社 2,083	114社 5,038(100.0%)

単位: 万世帯

※「住民基本台帳に基づく世帯数」(総務省自治行政局)の平成17年3月31日の世帯数を元に作成

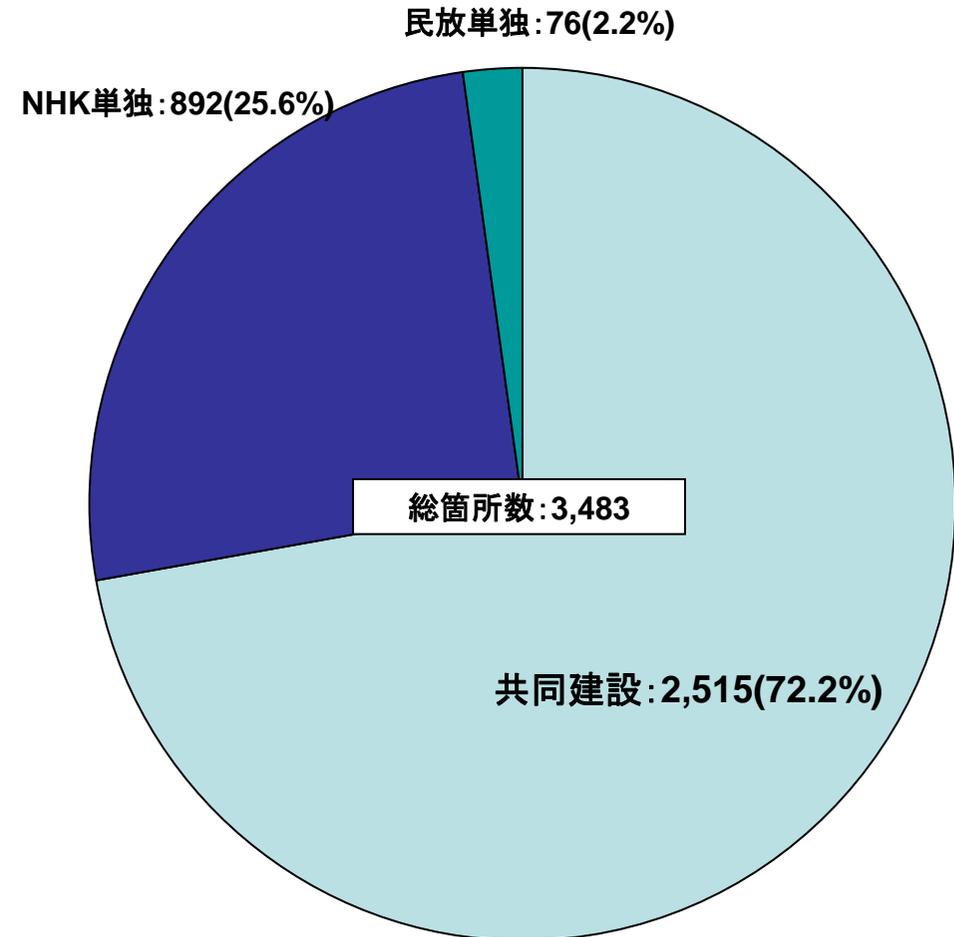
※クロスネットについては、それぞれのネットワークに算入しているため、個別データと合計値が一致しないことがある。



1-7 地上テレビ放送・中継局の共同建設の状況(アナログ中継局)

都道府県	中継局 (局数・%)		中継局所数(箇所)						総箇所数
			共同建設	(局数)	NHK単独	(局数)	民放単独	(局数)	
北海道	1,169	7.9%	170	1,086	41	80	2	3	213
青森県	239	1.6%	52	224	3	6	4	9	59
岩手県	498	3.4%	89	440	29	58	0	0	118
宮城県	312	2.1%	52	304	4	8	0	0	56
秋田県	282	1.9%	57	268	5	10	2	4	64
山形県	219	1.5%	48	217	1	2	0	0	49
福島県	472	3.2%	79	440	16	32	0	0	95
茨城県	175	1.2%	21	147	14	28	0	0	35
栃木県	142	1.0%	16	114	13	26	2	2	31
群馬県	193	1.3%	30	169	6	12	12	12	48
埼玉県	90	0.6%	13	86	0	0	4	4	17
千葉県	104	0.7%	15	85	2	4	15	15	32
東京都	118	0.8%	15	113	0	0	5	5	20
神奈川県	140	0.9%	22	111	13	26	3	3	38
山梨県	133	0.9%	24	92	20	40	1	1	45
新潟県	336	2.3%	55	304	16	32	0	0	71
長野県	493	3.3%	73	394	48	96	1	3	122
富山県	93	0.6%	19	90	2	3	0	0	21
石川県	294	2.0%	58	290	2	4	0	0	60
福井県	151	1.0%	35	136	7	14	1	1	43
静岡県	485	3.3%	71	381	50	100	1	4	122
岐阜県	343	2.3%	28	164	90	179	0	0	118
愛知県	123	0.8%	15	99	12	24	0	0	27
三重県	216	1.5%	19	105	54	106	1	5	74
滋賀県	161	1.1%	25	143	7	13	1	5	33
京都府	203	1.4%	36	161	21	42	0	0	57
大阪府	69	0.5%	11	59	3	6	4	4	18
兵庫県	813	5.5%	99	639	87	173	1	1	187
奈良県	174	1.2%	45	172	1	1	1	1	47
和歌山県	341	2.3%	42	263	39	77	1	1	82
鳥取県	171	1.2%	32	139	9	17	7	15	48
島根県	301	2.0%	54	266	19	35	0	0	73
岡山県	494	3.3%	95	453	21	41	0	0	116
広島県	656	4.4%	99	543	57	113	0	0	156
山口県	363	2.5%	74	314	25	49	0	0	99
徳島県	206	1.4%	62	184	11	22	0	0	73
香川県	161	1.1%	27	115	29	42	2	4	58
愛媛県	437	3.0%	74	354	45	83	0	0	119
高知県	374	2.5%	86	354	7	14	4	6	97
福岡県	448	3.0%	68	433	8	15	0	0	76
佐賀県	114	0.8%	34	97	9	17	0	0	43
長崎県	646	4.4%	112	624	11	22	0	0	123
熊本県	462	3.1%	81	458	2	4	0	0	83
大分県	357	2.4%	84	354	2	3	0	0	86
宮崎県	193	1.3%	49	193	0	0	0	0	49
鹿児島県	688	4.6%	116	624	31	61	1	3	148
沖縄県	155	1.0%	34	155	0	0	0	0	34
都道府県	中継局		共同建設	(局数)	NHK単独	(局数)	民放単独	(局数)	総箇所数
合計	14,807		2,515	12,956	892	1,740	76	111	3,483

【中継局全体の状況】





1-8 番組編集の基準について

放送法

第1条【目的】

次の原則に従い、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る

- 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
- 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

第3条【番組編集の自由】

放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない

第3条の2第1項【番組準則】

- 公安及び善良な風俗を害しないこと
- 政治的に公平であること
- 報道は事実をまげないですること
- 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること

第3条の2第2項【番組調和原則】

教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならない

第3条の3【番組基準の策定】

放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。

第3条の4【番組審議機関の設置】

放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関を置くものとする。

国内番組基準

その放送において、

- 1 世界平和の理想の実現に寄与し、人類の幸福に貢献する
- 2 基本的人権を尊重し、民主主義精神の徹底を図る
- 3 教養、情操、道徳による人格の向上を図り、合理的精神を養うのに役立つようにする
- 4 わが国の過去のすぐれた文化の保存と新しい文化の育成・普及に貢献する
- 5 公共放送としての権威と品位を保ち、公衆の期待と要望にそう

放送基準

次の点を重視して、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに、即時性、普遍性など放送のもつ特性を発揮し内容の充実につとめる。

- 正確で迅速な報道
- 健全な娯楽
- 教育・教養の発展
- 児童および青少年に与える影響
- 節度をまもり、真実を伝える広告

BPO(放送倫理・番組向上機構)

放送倫理・番組向上機構

放送と人権等権利に関する委員会(BRC)

放送と青少年に関する委員会

放送番組委員会

- ・NHKと民放連が共同で設立
- ・目的:放送による言論・表現の自由を確保しながら、視聴者の基本的人権を擁護するため、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与すること。
- ・理事長:清水英夫氏(弁護士、青山学院大学名誉教授)
- ・業務開始:2003年7月1日

日本放送協会

日本民間放送連盟



1-9 放送に公共性が求められている例

災害放送

放送法第6条の2(災害の場合の放送)

放送事業者は、国内放送を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

災害対策基本法上の位置づけ

【NHK】 災害対策基本法上「指定公共機関」として明記。「災害時等における放送要請に関する協定」(以下、「協定」という。)についても、47全都道府県と締結。(その他、10政令指定都市、その他の3市と締結。)

【地上民放】

	テレビ	AMラジオ	FMラジオ
社数	127社	47社	53社
指定地方公共機関の指定	124社	44社	49社
協定の締結	127社	46社	52社

選挙放送

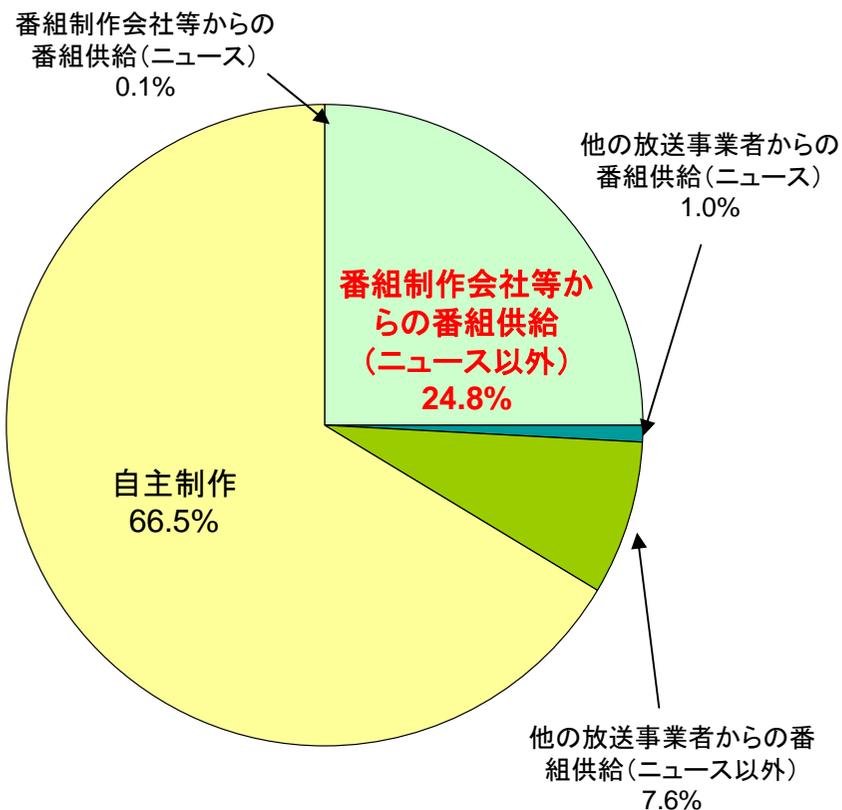
放送法関係規定 → 候補者放送に関し、NHK及び一般放送事業者は同等条件の放送が義務づけられている。

公職選挙法関係規定 → 政見放送に関し、NHK及び一般放送事業者は無料放送等が義務づけられている。

1-10 民放の番組制作の状況

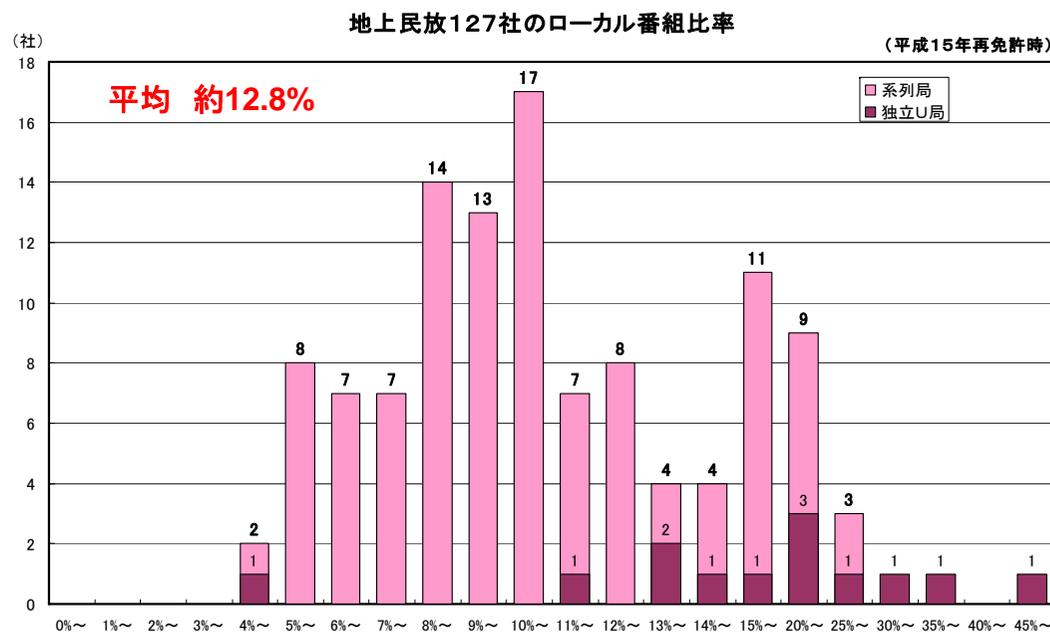


【民放キー局の番組制作の状況(平均割合)】



※「自主放送」、「番組制作会社等からの番組供給」等については、各局が自主的に判断。

【地上民放127社のローカル番組比率】



※ローカル番組は、「出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の存立の基盤たる地域社会向けの放送番組と認められるもの」を各局が自主的に選定。

1-11 放送事業者と番組制作会社の関係



- 放送事業者と番組制作会社との放送番組制作委託取引に関し、著作権帰属、制作委託契約、二次利用に関する窓口業務などが実務上必ずしも明確に整理されておらず、放送コンテンツの多角的利用の促進に向けた重要な課題に。

■ 課題解決に向けた取組が進展 ■

<総務省>

自主基準作成に当たっての留意事項等※1の取りまとめ・公表

- ◇ 平成14年12月26日取りまとめ
- ◇ 放送番組制作に係る取引の公正性・透明性を確保するため、自主基準の策定・公表に向けた取組の実施に合意
- ◇ 自主基準の具体的な内容として考えられる事項
 - － 明確な契約締結
 - － 公正な代金支払
 - － 抱合せ取引の禁止
 - － 不当なやり直しの禁止
 - － 公正な権利帰属
 - － 二次使用における窓口業務の明確化

放送事業者等による自主基準の策定・公表

- ◇ 平成15年3月～平成17年3月
- ◇ NHK、民放連、在京キー局各自において、放送番組制作委託取引契約に関する自主基準を策定・公表

契約見本※2の取りまとめ・公表

- ◇ 平成16年3月26日取りまとめ
- ◇ 放送番組制作委託に関する諸手続の公正性・透明性をより一層高めるため、契約項目・その内容の最低限必要な事項を整理
- ◇ 具体的な必要事項の例
 - － 制作委託の対価
 - － 納入・試写の手続等、契約内容の変更
 - － 著作権の帰属、クレジット表示
 - － 二次利用に関する許諾窓口の取り決め
 - － クレジット表示

今後、必要に応じてフォローアップを実施

※1 「ブロードバンド時代における放送番組制作体制の公正性・透明性をより向上させるための具体的な取組(検討会合意事項)」及び「放送番組制作役務委託取引に関する自主基準作成に当たっての留意事項」

※2 「放送番組の制作委託に係る契約見本(契約書の必要事項)」

※3 いずれも、「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」(平成14年10月～平成17年3月)を中心とした取組み

<総合規制改革会議>

- 「規制改革の推進に関する第2次答申」(平成14年12月12日)
 ー 契約書の雛型(「契約見本」)の策定などを提言。

<公正取引委員会> コンテンツ取引全般の適正化に向け下請法改正等を実施

- 「下請代金支払遅延等防止法」(下請法)の改正(平成15年6月)・施行(平成16年4月)
 ー 放送番組等の情報成果物を対象に加え、書面交付時期に係る規定その他関連の規程を適用
- 「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」(役務ガイドライン)の改正(平成16年3月31日)
 ー 放送番組を含む情報成果物制作委託等を対象に加え、成果物の権利等の一方的取扱いに関する独占禁止法上の考え方を明確化



2 放送関連のサービスの概要

- 2-1 IPマルチキャスト放送による多チャンネル化の実態
- 2-2 著作権法における「放送」と「自動公衆送信」
- 2-3 その他のブロードバンドによる映像配信事業の概要
- 2-4 コンテンツ利用に関する権利許諾の概要
- 2-5 地上デジタル放送における著作権保護について

2-1 IPマルチキャスト放送による多チャンネル化の実態



- 電気通信役務利用放送法の施行後、同法の登録を受けて、IPマルチキャスト方式(※)による放送サービスが4事業者により提供。
- 全国規模で事業を展開し、多チャンネルの放送サービスの他、VODサービス等も提供。
- 上記事業者のIPマルチキャスト方式による映像コンテンツ配信は、電気通信役務利用放送法上は、電気通信役務利用放送として取り扱われている。著作権法上は、ブロードバンドサービス等を用いて受信者がコンテンツの提供を求めることにより初めて自動的に送信されるものについては、放送には当たらず、自動公衆送信に該当するとしている。

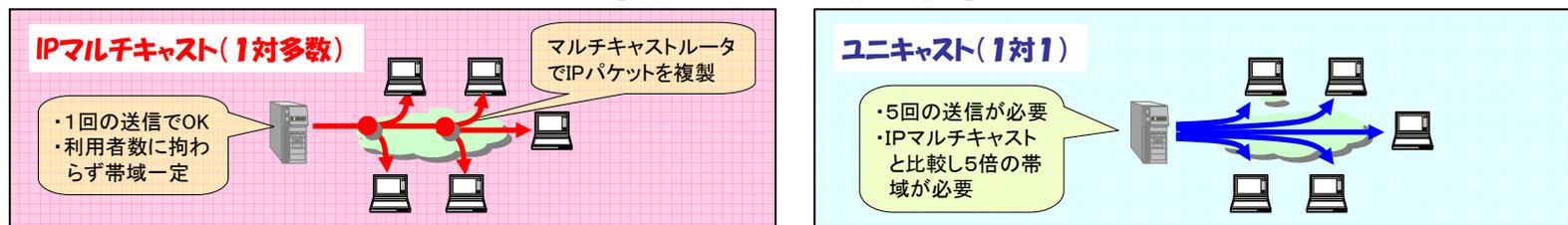
◇サービスの概要

サービス名	事業者名	サービス開始時期	サービス内容
BBTV	ビー・ビー・ケーブル(株)	H15.3	ベーシック34ch、無料4ch、アライメント3ch、 (VODサービス(5000タイトル以上)も提供)
光プラスTV	KDDI(株)	H15.12	ベーシック25ch、オプション5ch (VODサービス(4000タイトル以上)、カラオケ(7500曲以上)も提供)
4 th MEDIA	(株)オンラインティーヴィ	H16.7	基本25ch、オプション18ch (VODサービス(4000タイトル以上)、カラオケ(7500曲以上)も提供)
オンデマンドTV	(株)アイキャスト	H17.6	ベーシック21ch、 (VODサービス(3000タイトル以上)も提供)

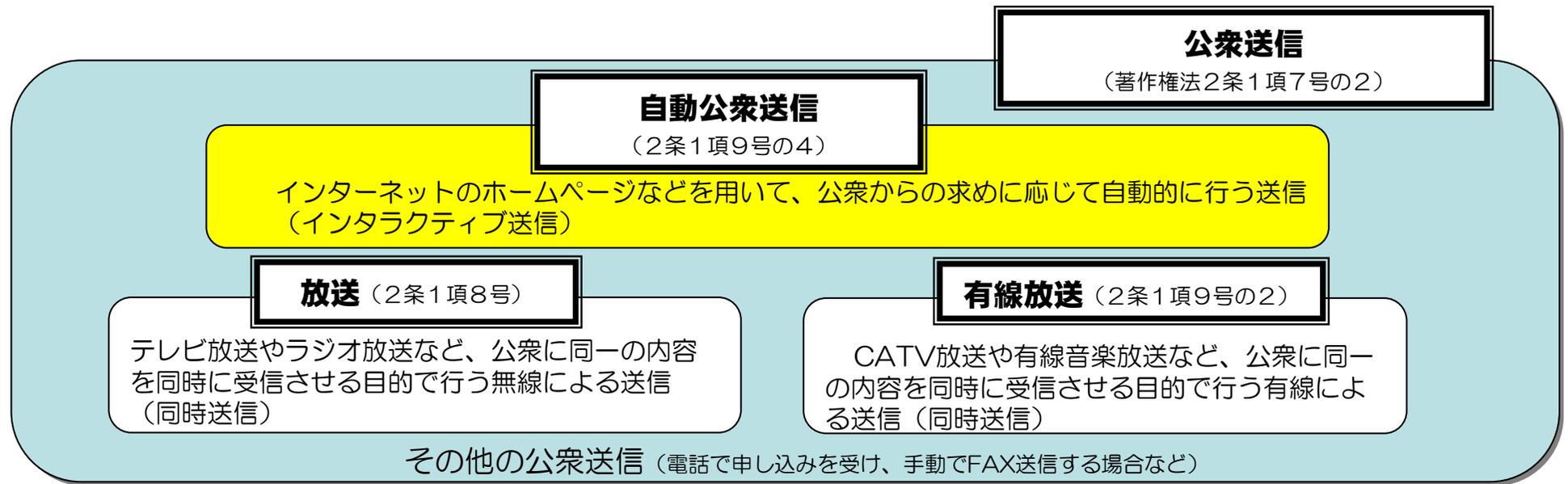
※ IPマルチキャストについて

IPマルチキャストとは、ネットワーク上に配置されたIPマルチキャスト対応ルータにおいてコンテンツ(IPパケット)を複製しながら、指定された複数の利用者に対してコンテンツを配信する技術

【例えば 端末5台に配信する場合】



2-2 著作権法における「放送」と「自動公衆送信」



○第159回国会における質問主意書に対する回答(内閣衆質159第23号 平成16年3月16日)(抜粋)

「電気通信役務利用放送法上の電気通信役務利用放送と著作権法上の放送等とは、その定義を異にしているところであり、いわゆる**ブロードバンドサービス等を用いて家庭や職場の受信者それぞれがコンテンツの提供を求めることにより初めて当該コンテンツが自動的に送信されるものは、(中略)公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う送信形態ではないことから、著作権法上は、放送には当たらず、自動公衆送信に該当すると考えている。**」

「コンテンツの様々な提供形態を各国における著作権法上どのように位置付けるのかについては、著作権に関する国際条約の規定に基づき整理がなされており、我が国の著作権法もこれに従っている。しかしながら、世界知的所有権機関における放送機関の保護に関する新条約に関する検討の場においても、いわゆるウェブキャストの取扱いが課題として提起されていること等から、**我が国としても、国際的な動向を踏まえつつ、必要に応じ検討すべき課題**であると考えている。」

○情報通信審議会第二次中間答申(平成17年7月29日)(抜粋)

「著作権法と電気通信役務利用放送法は、その趣旨と保護対象等を異にする制度であり、「放送」の内容の解釈についても、それぞれの法の趣旨に照らして異なる結論があり得ることは当然である。しかしながら、**役務放送事業者が、IPインフラを用いて「放送」を行う場合の著作権法上の取扱いについては、政府は早急に検討に着手し、明確化を図るべきである。**」

2-3 その他のブロードバンドによる映像配信事業の概要



地上民放送系

	フジテレビ on Demand	第2日本テレビ	TBS BooBo BOX
提供主体	フジテレビ	日本テレビ	TBS
開始時期	2005年7月	2005年10月	2005年11月
受信端末	パソコンorテレビ(専用受信機)	パソコン	パソコンorテレビ(専用受信機)
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・提携する配信事業者を介して、1タイトルあたり200～300円で購入(視聴可能期間は8日間)。 ・自社のスポーツ・情報番組が中心の12タイトル。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有料、無料コンテンツ両方あり。 ・会員制。入会金、月額料は不要。 ・現金決済の代わりに、「ポイント(1ポイント=1円)」を用いて、購入(入会時に1000ポイント贈呈)。 ・自社の過去のニュース映像や、ジブリ名作短編アニメーションなど12ジャンルから選択。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提携する配信事業者を介して、1タイトルあたり100～300円で購入(視聴可能期間は7日間)。 ・自社のドラマ、スポーツ、ドキュメンタリー番組など、7ジャンルから選択。

通信系

	インプレスTV	TVバンク	レオネット	OCNシアター
提供主体	インプレス	ソフトバンク、yahoo	レオパレス	NTTコミュニケーションズ
開始時期	2000年11月	2005年12月	2002年8月	2004年12月
受信端末	パソコン	パソコン	STB	STB
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・無料23番組 ・無料14番組 ・その他、株式マーケット情報番組等 	<ul style="list-style-type: none"> ・全てのコンテンツが無料 ・スポーツ、映画、ドラマなど8ジャンルから選択 	<ul style="list-style-type: none"> ・ベーシック4ch(無料) ・CS Plusは4ch(2000円/月) ・VODサービス(2000タイトル以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・100タイトル見放題コース(1575円) ・カラオケ(1800曲以上) ・その他、ニュース、天気予報、地図等の情報コンテンツ等
	おうちdeシアター	J:COM TV	GEO@チャンネル	GyaO
提供主体	ビック東海	ジュピターテレコム	ゲオ・ビービー	USEN
開始時期	2004年12月	2005年11月	2005年6月	2005年4月
受信端末	STB	STB	STB	パソコン
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・基本料金のみで毎月最大100タイトルが見放題 ・洋画・邦画・ドラマ・アニメなどのビデオコンテンツを最大1000タイトル用意 	<ul style="list-style-type: none"> ・1タイトル300～400円/1～2日 ・映画・スポーツ・ホビーなど1500タイトル以上を用意 	<ul style="list-style-type: none"> ・VODサービス(500円/月) ・週単位(5本)、1本単位、定額見放題(100タイトル)サービスを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・映画・音楽・ドラマ・アニメなど13チャンネルを用意 ・入会金・月額会費は不要

(出典:各社ウェブページ等から総務省で作成) 平成18年1月現在

2-4 コンテンツ利用に関する権利許諾の概要



権利対象		放送				通信		
		番組を制作し、放送する場合		(地上放送を有線放送で同時再送信する場合)				
		著作権法に基づく許諾	契約形態	著作権法に基づく許諾	契約形態	著作権法に基づく許諾	契約形態	
著作権	文芸 (原作者、脚本家)	許諾必要 著作権等管理事業者との著作権信託契約において、関係する支分権の管理委託を締結している場合、利用者からの要求に対し応諾義務あり (著作権等管理事業者法第16条)	個別契約 原権利者 (もしくは著作権等管理事業者 (注1)) との協議が必要	許諾必要 同左	年間包括契約 5団体 (注2) ルールによる一括処理あり	許諾必要 著作者 (原作者、脚本家) の公衆送信権 (著作権法第23条) 等に基づく個別の許諾が必要	個別契約 原権利者との協議が必要	
	音楽 (作詞家・作曲家)	許諾必要 著作権等管理事業者との著作権信託契約において、関係する支分権の管理委託を締結している場合、利用者からの要求に対し応諾義務あり (著作権等管理事業者法第16条)	年間包括契約 JASRACについてはNHK、民放連との間での年間包括契約により個々の使用料の支払を集約	許諾必要 同左	年間包括契約 5団体 (注2) ルールによる一括処理あり	許諾必要 同左	個別契約 原権利者 (もしくは著作権等管理事業者 (注1)) との協議が必要	
著作隣接権	レコード (レコード製作者)	許諾不要 商業用レコードの二次使用に関して、報酬請求権に基づく使用料の支払義務有り (著作権法第97条)	年間包括契約 レコード協会とNHK、民放連との間で年間包括契約により個々の使用料の支払を集約	許諾不要 同時再送信の場合には権利制限 (著作権法第97条)	—	許諾必要 レコード製作者の送信可能化権 (著作権法第96条の2) 等に基づく個別許諾が必要	個別契約 原権利者との協議が必要	
	実演 (演奏者、歌手、俳優等)	レコード実演	許諾不要 商業用レコードの二次使用に関して、報酬請求権に基づく使用料の支払義務有り (著作権法第95条)	年間包括契約 芸団協・CPRAとNHK、民放連との間で年間包括契約により個々の使用料の支払を集約	許諾不要 同時再送信の場合には権利制限 (著作権法第95条)	—	許諾必要 実演家の送信可能化権 (著作権法第92条の2第1項) 等に基づく個別許諾が必要	個別契約 原権利者との協議が必要
		映像実演	許諾必要 なお、放送に関する許諾を得ることで、放送のための固定 (録音・録画) について許諾が不要 (著作権法第93条)	個別契約 原権利者との協議が必要	許諾不要 同時再送信の場合には権利制限 (著作権法第92条)	— (注3)	※ 映画の著作物に関して、実演の録音・録画に関する許諾を得ている場合、送信可能化に関する許諾は不要となる (著作権法第92条の2第2項)	

(注1) 著作権等管理事業者は、利用区分ごとの著作物等の使用料の額 (使用料規程) を定めることが義務づけられている (著作権等管理事業者法第13条)

(注2) JASRAC、日本脚本家連盟、日本シナリオ作家協会、日本文藝家協会、日本芸能実演家団体協議会

(注3) 実態として5団体ルールの対象となっている

(注4) 公表された著作物を放送事業者が放送しようとして協議が整わないときについての裁定制度が存在 (著作権法第68条)

(出典: 「著作権関係法令集 (著作権法令研究会編)」、放送研究と調査 2005年12月号「デジタルコンテンツの可能性を考える」等)

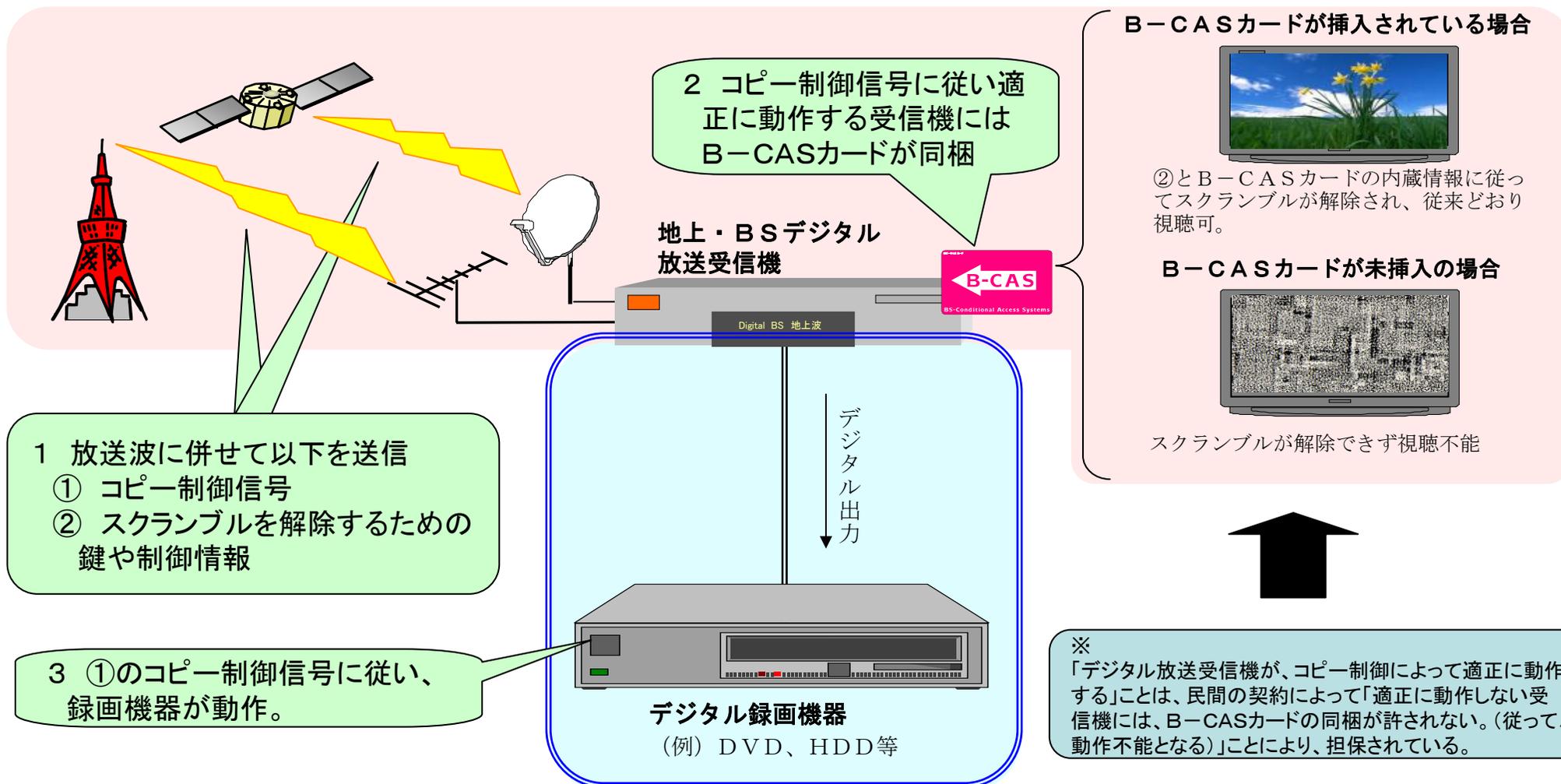
2-5 地上デジタル放送における著作権保護について



○地上デジタル放送では、「BCAS」(ビーキャス)と呼ばれる方式によって、コンテンツの著作権を保護。これは、企業間の契約によって実現している。

(BCASの概要)

1. 放送局側は、暗号化された放送波に併せ、コピー制御信号を送信。
2. 企業間の契約(※)により、暗号化を解除する「BCASカード」は、コピー制御信号に従い適正に動作する受信機に同梱される。
3. 暗号化やコピー制御等の方式については、放送事業者やメーカー等民間企業によって規格化されている。規格は公開。

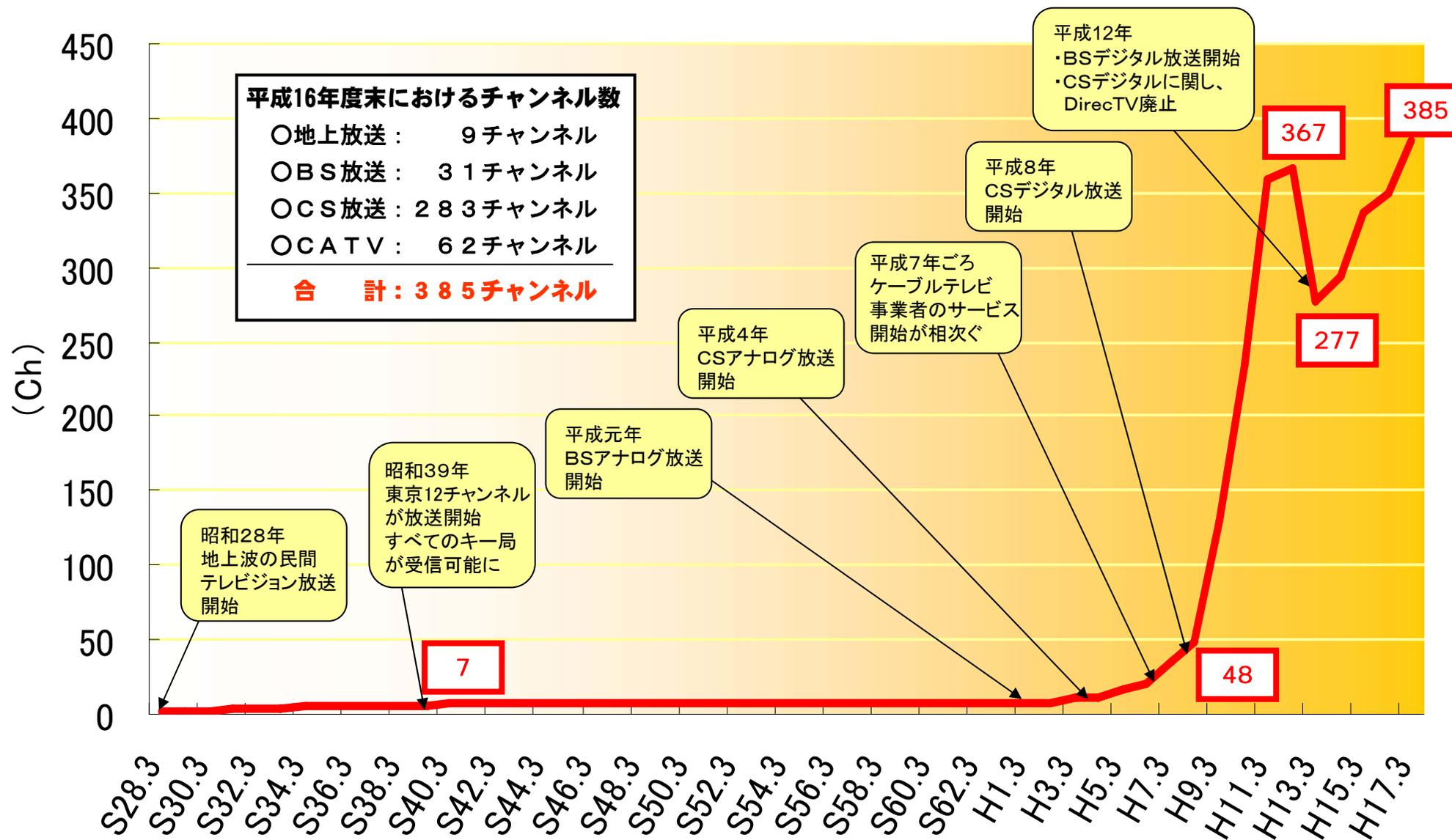




3 放送業界における競争の在り方

- 3-1 多チャンネル化の状況
- 3-2 放送局による主な周波数利用状況
- 3-3 マスメディア集中排除原則の概要①
- 3-4 マスメディア集中排除原則の概要②
- 3-5 マスメディア集中排除原則の最近の主な改正経緯
- 3-6 キー局のBS・CSへの出資状況
- 3-7 諸外国のマスメディア集中排除原則
- 3-8 ケーブルテレビのMSO化の現状
- 3-9 区域外再送信の実例(3波以下の地域の例)
- 3-10 過去の裁定の概要

3-1 多チャンネル化の状況

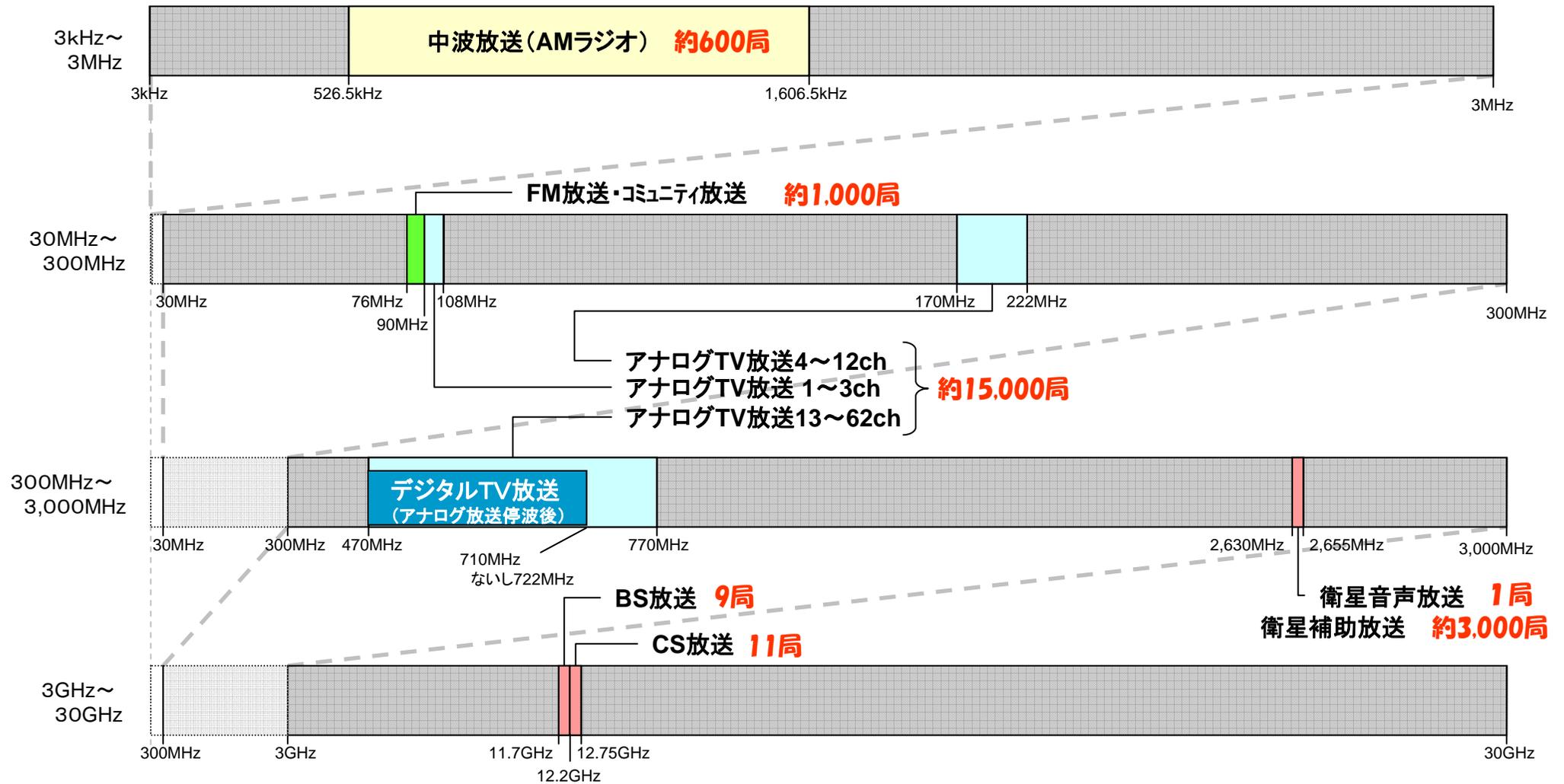


注1: 地上波については、東京都で受信可能なテレビジョン放送のチャンネル数

注2: BS、CSについては、標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送を足し上げて算出

注3: ケーブルテレビについては、東京都の主要なケーブルテレビ事業者によって提供されているチャンネル数の平均

3-2 放送局による主な周波数利用状況



(注)周波数帯域幅の表示の縮尺は実際の幅に比例していない。

3-3 マスメディア集中排除原則の概要①



放送法第1条（目的）

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

放送法第2条の2（放送普及基本計画）

放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

一の者によって所有又は支配される放送系の数を制限
多元性、多様性、地域性の三原則を実現

電波法第7条第2項第4号

放送局免許の審査基準

放送法第52条の13第1項第3号

委託放送業務認定の審査基準

電気通信役務利用放送法第5条第1項第6号

電気通信役務利用放送登録の審査基準

省令	放送局の開設の根本的基準 第9条等	放送法施行規則 第17条の8等	電気通信役務利用放送法 施行規則第7条
対象	放送局を開設しようとする者 (地上・BSアナログ)	BSデジタル・CS委託業務の 認定を受けようとする者	電気通信役務利用放送の業務 を行おうとする者

3-4 マスメディア集中排除原則の概要②



	地上放送・BSアナログ (コミュニティ放送を含む)	BSデジタル	CSデジタル	電気通信役務利用放送		有線テレビジョン 放送
				衛星系	有線系	
	一の者が支配可能な放送事業者の数を制限					
支配の基準	<ul style="list-style-type: none"> 同一の放送対象地域 : 議決権の1/10超 異なる放送対象地域 : 議決権の1/5以上 隣接地域(7地域まで)で 連携する地上放送事業者 : 議決権の1/3以上 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/2超 (地上放送事業者の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/3以上 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/3以上 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/3以上 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 業務区域と放送対象地域が重複する地上放送事業者の場合 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○法令上特段の規制はない
よる中継器に制限	○なし	○地上放送事業者は、原則として支配不可	○地上放送事業者は2中継器まで支配可能	○地上放送事業者はCSデジタル放送と合計で6中継器まで支配可能	○なし	○なし
その他の規律	<ul style="list-style-type: none"> ○経営困難時の特例措置あり ○隣接地域(7地域まで)のうち、一の地域に他のすべての地域が隣接している場合はローカル局相互の兼営が可能 ○放送対象地域が重複する場合、AM及びテレビの兼営は可能 ○原則として、三事業(テレビ、AM、新聞)支配の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営困難時の特例措置あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営困難時の特例措置あり 		<ul style="list-style-type: none"> ○業務区域と放送対象地域が重複する地上放送事業者は参入不可 	<ul style="list-style-type: none"> ○一般放送事業者及び一般放送事業者に支配される者については、審査基準において <ul style="list-style-type: none"> ・他にを行う者がいない ・住民からの要望等の事情が必要 【支配の基準】 <ul style="list-style-type: none"> ・議決権の1/10超

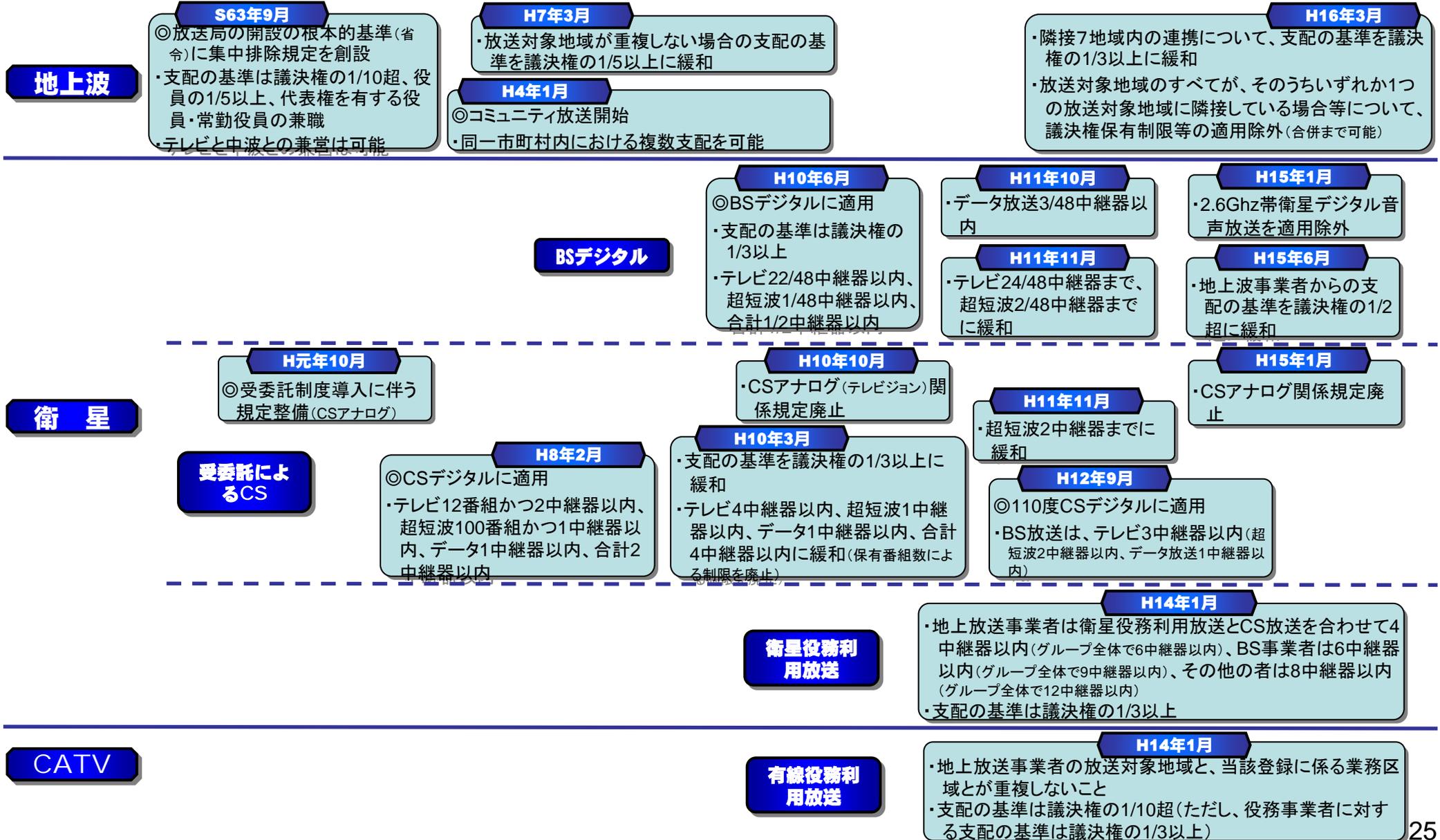
注1: 支配の基準については、このほか、役員に関する規定(1/5超の役員兼務、代表権を有する役員又は常勤役員の兼務)が存在

注2: 地上放送につき、主たる出資者等は、できるだけその放送に係る放送対象地域に住所を有する者

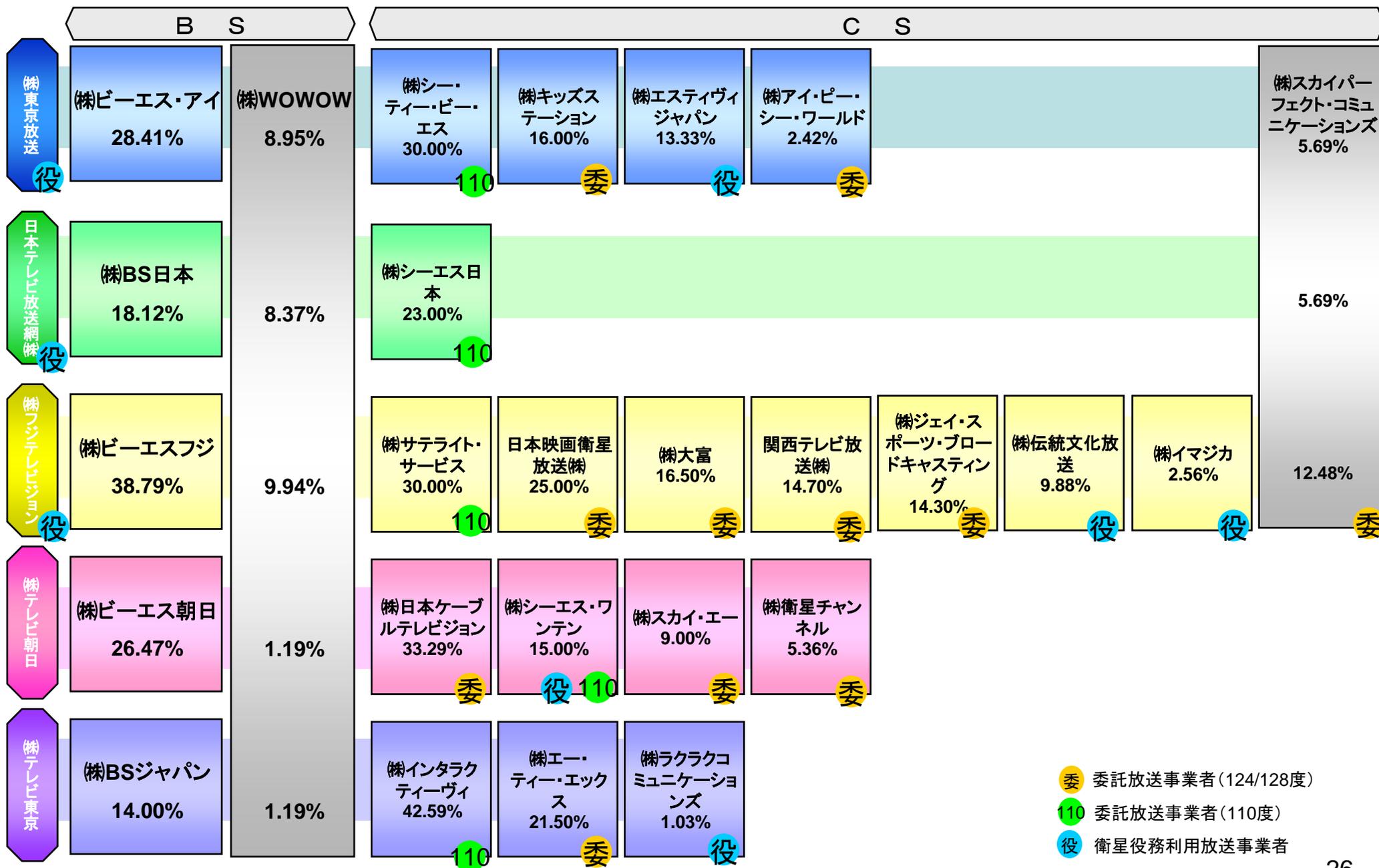
3-5 マスメディア集中排除原則の最近の主な改正経緯



マスメディア集中排除原則については、周波数の希少性、社会的影響力を中心に、多メディア化・多チャンネル化の進展などのメディア環境の変化を踏まえつつ、見直しをしてきている



3-6 キー局のBS・CSへの出資状況



委 委託放送事業者(124/128度)

110 委託放送事業者(110度)

役 衛星役務利用放送事業者

3-7 諸外国のマスメディア集中排除原則



- ・ 欧米諸国でも、放送の多元性の確保等のため、マスメディア集中排除原則と同様のルールが堅持されている
- ・ 近年、主要先進国においては、同一地域内での地域性確保のための規律を継続する一方で、地域をまたがる複数局支配は一定の条件の下で緩和する手法が主流となりつつある

	米国	英国	仏国	独国	伊国	韓国
免許の概要	地域免許 マスメディア集中排除は、全国210の地域(DMA)ごとに管理(約1,400局の放送局が存在)	Channel 5 は全国免許 Channel 3 は地域ごとの15の免許及び1の全国免許(合計16局の免許付与)	全国免許・地域免許の両方あり(全国放送3局の放送局が存在)	16の州ごとに免許(全国で放送が可能) (地上アナログ放送は公共放送のみ、地上デジタル放送はベルリンでは12チャンネルが存在)	全国免許・地域免許の両方あり(全国放送11局のテレビ局が存在)	全国免許・地域免許の両方あり(全国放送4局はいずれも公共放送)
地域所有規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8局未満の局しかないDMAでは、複数局支配不可 ・ 8局以上の局があるDMAでは一定の条件の下で、2局まで支配可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Channel 3 について、地方紙シェア20%超の新聞社は免許取得禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一地域での地域テレビ局の複数許可取得禁止 ・ 全国テレビ局(年間平均視聴率がテレビサービスの2.5%超のもの)の許可取得者は、地域テレビ局の1/3超の議決権の保有禁止 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 州ごとに、新聞とのクロス所有規制あり ・ 支配的世論形成力(30%超の年平均視聴率等)を有することとなる保有は禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広いメディア関連事業の市場(SIC:統合コミュニケーションシステム)において、特定の1社の収入が、その20%以上を占めることを禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合編成又は報道に関する専門編成を行う放送事業者の株式、持分の100分の30超の保有禁止 ・ 売上額が全放送事業者の売上額の100分の33超となる相互兼営禁止 ・ 新聞社等による総合編成又は報道に関する専門編成を行う放送事業者の株式、持分の所有禁止
全国所有規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4大ネットワーク間の合併禁止 ・ 全国視聴可能世帯数の39%超となる複数局支配の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Channel 3 について、全国紙シェア20%超の新聞社は免許取得禁止等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国テレビ局の複数許可取得禁止 ・ 全国テレビ局(年間平均視聴率がテレビサービスの2.5%超のもの)の議決権の49%超の保有禁止 ・ 1の全国テレビ局の議決権の15%超を保有している場合、他の全国テレビ局の15%超の議決権の保有禁止 等 			等

3-8 ケーブルテレビのMSO化の現状



- MSO (Multiple System Operator) は、複数の地域の有線テレビジョン放送施設を所有・運営する統括運営会社。
- 平成5年の規制緩和により地元事業者要件が廃止されたことを背景として進展。
- 経営管理機能を有するほか、設備や番組の一括調達を行うなど、効率的な経営を行うことを目的とするもの。

◇主なMSOの概要

H18.2現在

	主要株主	ケーブル会社数	最近の動き
(株)ジュピターテレコム 北海道、関東、近畿、九州で事業展開	スミショウ/エルエムアイ・スーパー・メディア・エルエルシー(63%)、ステート ストリート バンク アント トラスト カンパニー(6%)	20社	<ul style="list-style-type: none"> ・H17.12 関西マルチメディア(株)(ISP)の経営権を取得 ・H17.12 さくらケーブルテレビ(株)(東京都墨田区)への経営参画について基本協定書を締結 ・H17.11 六甲アイランドケーブルビジョン(株)(兵庫県神戸市)の経営権を取得 ・H17.10 (株)ケーブルテレビ神戸(兵庫県神戸市)の経営権を取得 ・H17.9 (株)小田急情報サービス(神奈川県川崎市)の全株式を取得
ケーブルウエスト(株) 大阪府で事業展開	松下電器産業(株)(56%)、(株)廣濟堂(9%)、(株)ジュピターテレコム(9%)、丸紅(株)(6%)	6社	<ul style="list-style-type: none"> ・H17.10 KDDI(株)と協業で固定電話サービスを開始 ・H16.12 関西ケーブルネット(株)(傘下5社)と大阪セントラルケーブルネットワークが合併して現在の形となる
ジャパンケーブルネット(株) 首都圏を中心に事業展開	ジャパンケーブルネットホールディングス(株)(71%) (※持株会社の主要株主) 富士通(株)(28%)、セコム(株)(26%)、東京電力(23%) (株)、丸紅(23%) (株)	14社	<ul style="list-style-type: none"> ・H18.2 KDDI(株)が、ジャパンケーブルネットホールディングス(株)、ジャパンケーブルネット(株)の株式取得を発表 ・H18.1 マイテレビ(株)(東京都立川市等)の経営権を取得 ・H17.12 KDDI(株)と協業で固定電話サービスを開始 ・H17.4 (株)コアラテレビ(千葉県松戸市)の経営権を取得

3-9 区域外再送信の実例(3波以下の地域の例)



都道府県	地上民放局数	ケーブルテレビ普及率 ^{注2}	区域外再送信の例			
			区域外再送信を行うケーブル局数 ^{注3}	主なケーブル局	業務区域	区域外再送信となる民放局
青森県	3(JNN,NNN,ANN)	11.5%	8	青森ケーブルテレビ(株)	青森市の一部	北海道文化放送(FNN)、テレビ北海道(TXN)
秋田県	3(NNN,FNN,ANN)	8.7%	1	(株)秋田ケーブルテレビ	秋田市	岩手放送(JNN)
山梨県	2(JNN,NNN)	81.7%	20	(株)日本ネットワークサービス	甲府市等	フジテレビ(FNN)、テレビ朝日(ANN)、テレビ東京(TXN)、テレビ神奈川(独立U)
富山県	3(JNN,NNN,FNN)	50.2%	18	(株)ケーブルテレビ富山	富山市等	北陸朝日放送(ANN)
福井県	2(NNN,FNN,ANN) ^{注1}	56.2%	14	福井ケーブルテレビ(株)	福井市等	北陸放送(JNN)、北陸朝日放送(ANN)
鳥取県	3(JNN,NNN,FNN)	41.6%	6	日本海ケーブルネットワーク(株)	鳥取市等	朝日放送(ANN)、瀬戸内海放送(ANN)、テレビせとうち(TXN)、サンテレビジョン(独立U)
島根県	3(JNN,NNN,FNN)	28.9%	9	山陰ケーブルビジョン(株)	松江市の一部等	朝日放送(ANN)、テレビせとうち(TXN)、サンテレビジョン(独立U)
山口県	3(JNN,NNN,ANN)	45.5%	23	山口ケーブルビジョン(株)	山口市等	RKB毎日放送(JNN)、福岡放送(NNN)、西日本放送(FNN)、九州朝日放送(ANN)、TVQ九州放送(TXN)
徳島県	1(NNN)	44.5%	17	ケーブルテレビ徳島(株)	徳島市	毎日放送(JNN)、読売テレビ(NNN)、関西テレビ(FNN)、朝日放送(ANN)、テレビ大阪(TXN)、サンテレビジョン(独立U)、テレビ和歌山(独立U)
高知県	3(JNN,NNN,FNN)	18.6%	4	高知ケーブルテレビ(株)	高知市等	テレビせとうち(TXN)、サンテレビジョン(独立U)
佐賀県	1(FNN)	42.8%	20	佐賀シティビジョン(株)	佐賀市等	RKB毎日放送(JNN)、福岡放送(NNN)、西日本放送(FNN)、九州朝日放送(ANN)、TVQ九州放送(TXN)、熊本放送(JNN)
大分県	3(JNN,NNN,FNN,ANN) ^{注1}	45.4%	24	CTBメディア(株)	別府市等	RKB毎日放送(JNN)、福岡放送(NNN)、西日本放送(FNN)、九州朝日放送(ANN)、TVQ九州放送(TXN)、テレビ愛媛(FNN)
宮崎県	2(JNN,NNN,FNN,ANN) ^{注1}	30.2%	2	宮崎ケーブルテレビ(株)	宮崎市等	福岡放送(NNN)、九州朝日放送(ANN)
沖縄県	3(JNN,FNN,ANN)	17.9%	0	—	—	—

注1:クロスネット局によるものを含むため、局数とネットワーク数に差があるもの。

注2:普及率:都道府県別自主放送を行う許可施設の加入世帯数(H17.3末)を、住民基本台帳(H16.3末)に基づく都道府県別世帯数で除した数値(出典:平成17年情報通信白書)

注3:総務省把握分の数値。

3-10 過去の裁定の概要



	S62の事例	H5の事例
関係CATV事業者	山陰ケーブルビジョン(鳥根県松江市)(甲)	高知ケーブルテレビ(高知県高知市)(甲)
関係放送事業者	サンテレビジョン(兵庫県神戸市)(乙)	テレビせとうち(岡山県岡山市)(乙)
両地域の関係	隣接しておらず	隣接しておらず
概 要	<p>① 甲は、事業の開始に伴い、銀行からの融資条件である再送信に区域外波を繰り入れる必要から、また、地元の区域外波視聴に関するニーズに応えるため、S59.1、乙に対し、乙のテレビジョン放送の再送信につき同意を求めたが、区域外での再送信であることから、本件区域外再送信に関して鳥根県内の民放事業者(地元民放事業者)の合意を取得するよう言われた。</p> <p>② 甲は、地元同意を得るため、地元民放事業者と協議を重ねたものの、進展は見られなかった。また、一方では、郵政省(電気通信監理局)においても、関係者からの事情聴取、斡旋等を行い、当事者間の交渉促進に努めたものの、これも不調に終わった。</p> <p>③ 甲は、以上の経緯をふまつつも乙に対する同意を求めたものの、乙は地元民放事業者の合意がない状況では甲の再送信には同意できない旨表明。</p> <p>④ 以上のことから、甲はS62.6に、郵政大臣あて裁定の申請を行った。</p>	<p>① 甲は、高知県が民放2波地域であり、従来から地元民に情報に対する過疎感が強く、県外民放波の視聴希望が多いことから、情報格差の解消や地域活性化のために区域外再送信を行うこととし、H2.6、乙に対し、乙のテレビジョン放送の再送信につき同意を求めたが、乙は区域外での再送信であることから、本件区域外再送信に関して高知県内の民放事業者(地元民放事業者)の合意が必要である旨主張。</p> <p>② 甲は、地元民放事業者に対して地元合意を求めたものの、経営上の問題を理由に合意を拒否。一方、郵政省(電気通信監理局)においても、当事者間の自主的解決を基本としつつも、必要に応じて助言、指導、斡旋等を行ったがこれも不調。</p> <p>③ 以上の経緯から、甲としてもこれ以上の自体の進展が望めないとして、H5.2に郵政大臣あて裁定の申請を行った。</p>
裁 定	<p>裁定にあたり、乙側から、地元民放事業者権益の侵害、チャンネルプランの形骸化、自社営業への影響などの理由から同意できない旨の意見が出されたが、郵政省としては、これら理由は再送信に同意できない正当な理由には該当しないと判断し、S62.7に電気通信審議会あて乙は再送信に同意すべき旨の裁定案を諮問し、同審議会から適当である旨の答申を受けた。</p>	<p>郵政省としては、上記申請に基づき、直接当事者たる乙に対して同意を与えないことの理由を聴取するとともに、同意を与えない理由にある地元民放事業者にも参考として理由を聴取した。その結果、乙は地元民放事業者の合意がないことを理由としており、また、地元民放事業者は経営上の影響を理由としていたが、いずれも同意をしないことの正当な理由に該当しないものであると判断された。このため、甲からの申請どおり乙は再送信に同意すべき旨の裁定案をH5.6に電気通信審議会あて諮問し、同審議会から適当である旨の答申を得た。</p>